

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和2年5月28日(2020.5.28)

【公開番号】特開2020-60786(P2020-60786A)

【公開日】令和2年4月16日(2020.4.16)

【年通号数】公開・登録公報2020-015

【出願番号】特願2019-234334(P2019-234334)

【国際特許分類】

G 03 B 21/60 (2014.01)

【F I】

G 03 B 21/60

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月24日(2020.3.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シネマスクリーンであって、

互いに離間される複数の反射構造体であって、前記シネマスクリーンの中心の上方から前記シネマスクリーンに投影された光を、シアタの観客位置に向かって反射するように構成された前記複数の反射構造体を備え、

前記複数の反射構造体は、前記シネマスクリーンの少なくとも1つの縁から反射される光のより多くを、シアタの側壁、天井、または床から離れて且つ前記シアタの観客位置に向けさせるように、前記シネマスクリーンの少なくとも1つの縁に向かって増加する複数の幾何学的特性を有し、

前記複数の反射構造体間の間隔は、前記シネマスクリーン上で変化している、シネマスクリーン。

【請求項2】

前記複数の反射構造体は、スクリーンの垂線に対する変化するそれぞれの傾斜角度を有する、請求項1に記載のシネマスクリーン。

【請求項3】

前記複数の反射構造体の隣接する反射構造体間の離間距離は、前記複数の反射構造体の傾斜角度の増加に伴って増大する、請求項1に記載のシネマスクリーン。

【請求項4】

スクリーン映像のコントラストに対する周辺光の影響を低減するために非投影光の反射率を低減させる波長に基づいて反射を変化するように構成されたスペクトルコーティングをさらに備える請求項1に記載のシネマスクリーン。

【請求項5】

スペックル低減コーティングをさらに備える請求項1に記載のシネマスクリーン。

【請求項6】

前記複数の幾何学的特性の各幾何学的特性は、スクリーンの曲率に応じて修正される、請求項1に記載のシネマスクリーン。

【請求項7】

前記シネマスクリーンは、投影角が該シネマスクリーンの中央に対して垂直ではないようなくとも構成されており、より垂直な照射を受けるスクリーン領域は、該シネマス

クリーンに対して垂直な光を前記観客位置の中央に向けて誘導するように構成された複数の幾何学的特性を有する前記複数の反射構造体をより多く含み、より垂直ではない照射を受けるスクリーン領域は、前記照射からの斜め光を前記観客位置の中央に向けて誘導するように構成された複数の幾何学的特性を有する前記複数の反射構造体をより多く含む、請求項1に記載のシネマスクリーン。

【請求項8】

前記シネマスクリーンは、約10度の下向き角度で投影するように構成されており、該シネマスクリーンの最上部は、主に下方向に反射するように構成された複数の幾何学的特性を有する複数の反射構造体をより多く含み、該シネマスクリーンの最下部は、主に上方に向反射するように構成された複数の幾何学的特性を有する複数の反射構造体を含み、該スクリーンの複数の縁は、主に内向きおよび前記観客位置に向けて反射する、請求項7に記載のシネマスクリーン。

【請求項9】

前記シネマスクリーンは、約10度の下向き角度で投影するように構成されており、該シネマスクリーンの最上部は、主に下方向に反射するように構成された複数の幾何学的特性を有する反射構造体をより多く含み、該シネマスクリーンの最下部は、主に上方に向反射するように構成された複数の幾何学的特性を有する複数の反射構造体を含み、該シネマスクリーンの複数の縁は、主に内向きおよび前記観客位置に向けて反射する、請求項1に記載のシネマスクリーン。

【請求項10】

機械的振動を伝播する物質をさらに備える請求項1に記載のシネマスクリーン。

【請求項11】

高弾性率の基材を含む、請求項1に記載のシネマスクリーン。

【請求項12】

前記シネマスクリーンの一区画から他の区画へと変化する光学特性を有する基材コーティングをさらに備える請求項11に記載のシネマスクリーン。